

# ご利用規約（学則）

講座お申込の際には、ご利用規約（学則）の内容をよくお読み下さい。

第1章は、通学、通信などの受講形態や受講講座の種類を問わず、適用されます。第2章は通学講座に関する内容、第3章はパソコン講座の特則、第4章は通信講座に関する内容となっています。

## 第1章 総則

### 第1条 名称

当校は、ダイエックス、DAI-X（ダイエックス）総研パーソナルスクールといたします。

### 第2条 建学の精神

当校は、当校を構成している我々および我々が接する全ての人々の潜在的能力の開花に寄与し、人間の真の自覚の確立に貢献することを建学の精神とします。

### 第3条 設置者

1. 当校の設置者は、ロイヤル商事株式会社といたします。
2. 当校の本部は、東京都豊島区西池袋に置きます。

### 第4条 施設（学院等）

1. 当校の指導及び管理・運営（以下「教育サービス」と言います）は、別表1に掲げる学院施設で行います。
2. 当校は、前項の学院施設を変更することがあります。この場合、当校は事前にその旨を明示するよう努めます。
3. 前項の場合において、当校は、従前の教育サービスと同等のものを提供できない場合、これに代わる教育サービスの提供で補完するように努めます。ただし、申込講座に含まれていない特典的なサービスについては、この限りではありません。

### 第5条 教務組織

1. 教務組織は次の通りとします。
  - 学院長（代行、代理を含む）・・・各校1名
  - 専任講師（非常勤含む）・・・各校1名以上
  - 事務員（非常勤含む）・・・各校1名以上
2. 前項第2号及び第3号に定める講師及び事務員の人数は、必要に応じて増減することができるものとします。
3. 学院長は、自校に属する講師及び事務員を統括します。
4. 本部は、全校を統括します。

### 第6条 申込資格

当校は、申込みに際して、申込者の学歴、年齢、性別、または国籍などを問いません。ただし、当校の正常な運営を妨げるおそれがあると認めるときは、申込みを拒むことができます。

### 第7条 学院生証

1. 当校は、通学講座の申込者に学院生証を交付します。
2. 学院生証は、当校の該当講座の受講資格を証明するものですから、申込者（受講者）は、受講時には常にこれを携帯し、これを第三者に貸与または譲渡することはできません。
3. 当校は、任意に、受講者の学院生証の携帯を確認することがあり、不携帯者の受講を拒むことがあります。
4. 受講者は、学院生証を紛失・毀損した場合には、速やかに当校に届け出てください。この場合、当校は、学院生証を再発行いたしますが、その費用を受講者に別途御負担頂くことがあります。

## 第8条 教材等

1. 当校は、受講者に速やかに当該講座に係るテキストなどの教材（以下「教材等」と言います。）をお渡しいたします。
2. 特別の定めがある場合を除いて、お渡しする教材等は各1部です。
3. 受講期限を超過した場合、または当該講座の対象とする試験が終了した場合、受講者（申込者）は、教材等を受領していても、これを受領できないことがありますので、お早めに受領してください。

## 第9条 教育訓練給付制度

教育訓練給付制度の対象となる講座・コース、学習期間は、別表2のとおりとします。

## 第10条 受講料金等の価格

1. 受講料金、教材費、その他受講に必要な費用（以下「受講料金等」と言います）は、別表2に記載するもののほか、パンフレットまたはホームページなどに記載します。
2. 前項の規定に関わらず、受講料金等の価格は、キャンペーン等により、変動することがあります。
3. 前項に定める受講料金等の価格の変動について、当校は、ホームページでの掲載またはチラシ等の配布もしくは掲示などの方法により、通知いたします。

## 第11条 教材等の返品

申込者は、所定の場合を除いて、お申込み頂いた講座に係る教材等を返品することは出来ません。ただし、引き渡した教材に落丁、乱丁などの不備がある場合、当校は当該教材に代わる教材を引き渡し、または当該不備を補完する資料などを追加して引き渡します。

## 第12条 修了認定

当校の講座・コースの修了認定は、次のいずれかとします。各々の講座・コースについては、別途定めることとし、第9条に定める教育訓練給付制度の対象となる講座・コースの修了認定は、別表2のとおりとします。

## 第13条 修了証書

当校は、前条の規定による修了者からの申出（申込日から5年内）により、ダイエックスの名称をもって、修了証書を授与いたします。

## 第14条 休校

1. 当校は、別表1に掲げる学院施設ごとに休校日を定めることができます。
2. 当校は、前項の規定に関わらず、臨時に休校日を設け、または変更することができるものとします。
3. 当校は、第1項に定める休校日について、各校において掲示するほか、当校ホームページにも掲載することにより、あらかじめこれを通知します。ただし、やむを得ない事情により事前通知をすることなく休校とすることがあります。

## 第15条 出席停止

受講者が伝染病に罹り、またはそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、当校は、その受講者に対して出席停止を命ずることがあります。

## 第16条 個人情報の取り扱いについて

当校は、講座等のお申込時に提供して頂いた個人情報について、当校の運営に必要な委託業者を除いて、これを第三者に提供することはいたしません。また、お申込時に提示した目的の範囲内でのみ、これを利用いたします。但し、裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準ずる権限を有する関係官公署からの正当な手続きにより、情報の開示を求められた場合、または事前に本人の同意を得た場合にはこの限りではありません。

## 第17条 本規約に定めがない事項について

本規約に定めがない事項が生じたときは、当校は、関係法令や慣習などに従って、誠意をもって、その解決に努めます。

## 第2章 通学講座に関する規定

### 第18条 講座等の申込み

1. 講座等のお申込みは、当校所定の様式による申込書を提出して頂きます。
2. 申込者が未成年者であるときは、前項の申込書に加えて、当校所定の様式による法定代理人の同意書を提出して頂きます。

### 第19条 契約の成立、支払い

1. 講座等の受講契約は、前条に定める申込書（同意書があるときはこれを含む）を提出し、当校がこれを受理した時に成立いたします。
2. 申込者は、契約成立と同時に、当該契約に係る受講料金等を次のいずれかの方法でお支払い頂きます。いずれのお支払方法についても、振込手数料、金利手数料その他お支払いに伴い生じる費用については、別段の定めがない限り、申込者がこれを負担することといたします。

#### 現金払い

当校に直接現金を持参し、または所定の申込書とともに現金書留にて、受講料金等全額をお支払い頂く方法

#### 銀行振込

当校が指定する銀行口座に受講料金等全額をお振込頂く方法

#### クレジットカード

当校が指定するクレジットカードを利用して、指定した回数にてお支払い頂く方法

#### 教育ローン（受講料金が税込50,000円以上の場合）

当校が指定するローン会社とご契約して頂きます。各学院の窓口にて御手続きを行っていただきます。月々のお支払い、当該ローン会社との間で決定した金融機関からの自動引き落としなど、当該ローン会社と申込者との間でのみ行いますので、当校は関与いたしません。

3. 前項に定めるお支払方法について、金融機関、クレジットカード会社、ローン会社などの独自の基準により、ご希望のお支払方法をご利用できない場合があります。

### 第20条 受講開始日

受講開始日は、受講しようとする講座の第1回目の受講日とします。

### 第21条 教材等の引渡し

1. 契約が成立した後、当校は、速やかにお申込頂いた講座に係る教材等をお渡しいたします。
2. お申込頂いた講座等によっては、一括して全ての教材等を引き渡すことが出来ない場合があります。この場合には、当該教材等を数回に分けてお渡しいたします。
3. 当校は、原則として、教材等を学院生証に記載されている所属校にてお渡しいたします。

### 第22条 契約の解除

1. 原則として、受講契約成立後においては、受講者は、居住移転、転勤などの勤務状況または就学状況の変化など、専ら受講者自身の一方的な都合等により、契約を解除することは出来ません。また、受講契約を中途解約することも出来ません。ただし、次に掲げる事項に該当するなど、当校がやむを得ない事情と認めた場合には、この限りではありません。この場合には、医師の診断書など、第三者による証明書等を御提出頂きます。また、役務提供開始前については、理由の如何を問わず、契約を解除することができます。

#### 【やむを得ない事情と認める例】

##### 受講者の死亡

重大な疾病により、受講を継続することが困難な場合

2. 前項但書において、契約の解除をする場合にあっては、当校は、次の算式により算出した残額を返還いたします。

##### 役務提供を開始する前

申込時に受領した金額から15,000円を差し引いた残額を返還いたします。

##### 役務提供を開始した後

申込時に受領した金額から、役務提供済受講料金相当額を差し引いた額（以下「契約残額」とい

う。)に、解約手数料として50,000円または契約残額の20%相当額のいずれか低い額を差し引いた残額を返還いたします。

なお、契約残額は、入学日の属する月から受講終了日の属する月までの月数を分母とし、役務提供済みと認められる月数を分子とした数値と、申込時に受領した金額との積により算出した金額となります。

【通学講座における役務提供済みと認められる日の例】

- ・スクーリングが実施された場合、その実施日（同一内容のスクーリングが数日に渡って繰り返して実施されているときは、最も遅い実施日）
- ・ビデオ（DVD）・オンデマンド視聴可能日から7日間を経過した場合、その経過日

【通信講座における役務提供済みと認められる日の例】

- ・ビデオ（DVD）通信講座については、教材等の到着日
- ・Web通信講座については、教材等の到着日または視聴開始日から7日を経過した日のうち、早い日

3. 一旦なした契約の解除は、さらにこれを撤回することはできません。したがって、その後の事情変更により、受講を継続する場合には、新たに申込みが必要となります。
4. 契約の解除をした場合には、全てのサービス等の特典は消滅いたします。

### 第23条 受講期間

1. 受講者は、別段の定めがある場合を除いて、お申込頂いた講座が対象とする試験日の前日まで、当該講座に係る所定の教育サービスを受けることが出来ます。
2. 前項に掲げる別段の定め例としては、講座名称に「2年 コース」など教育サービス提供期間の文言がある場合です。これ以外にも、別段の定めを設けることがあります。その際、当校はその旨をチラシ、パンフレット、ホームページ等に記載いたします。

### 第24条 教室講義の開催

1. 当校は、教室講義（ライブ講義、スクーリング）の日程、時間、開催学院等については、パンフレット、スクールガイド（日程表）またはホームページなどで事前に告知いたします。
2. 教室講義（ライブ、スクーリング）については、パンフレット等での告知の有無に関わらず、受講者総数または実際の出席者数が10人未満であるときは、これを開催しないことがあります。また中途において、これを閉鎖することがあります。この場合、当校は、すみやかに、その旨を告知するよう努めます。この場合、当校は、特段の事情がない限り、当該教育サービス停止に係る損害を賠償いたしません。
3. 当校は、受講者が当校の運営に妨げとなる行為をしたと認められるとき、またはその恐れがあるときは、受講者の承諾なく、その教育サービスを停止することが出来ます。この場合、当校は、特段の事情がない限り、当該サービス停止に係る損害を賠償いたしません。
4. 当校は、前項及び前々項の場合に教育サービスを停止したときは、提供していない教育サービスに係る受講料金を返還いたします。この場合、第22条第2項に定める契約残額を返還いたします。

### 第25条 教育サービスの停止

1. 当校は、次の場合において、教育サービスの提供を停止し、または変更することがあります。この場合、当校は、その旨を事前に告知するよう努めます。  
第14条に定める休校日  
当校の設備などのメンテナンスにより、正常なサービスを提供できない場合  
非常災害など、その他正常なサービスが提供できない恐れがある場合
2. 当校は、前項第2号及び第3号の場合にサービスを停止したときは、前条第4項の規定を準用いたします。

### 第26条 通信講座振替制度

1. 当校は、所定の条件を満たす場合、受講者の希望により、受講者が当初申し込みをした通学講座（以下「前講座」と言います。）から、同一または類似の通信講座（以下「後講座」という）への振替を認めます。この場合には当校指定の書式及び手続きを必要とします。
2. 前項の場合において、前講座の受講料金等が後講座の受講料金等よりも低額であるときは、当校はその差額の支払を請求いたします。また、前講座の受講料金等が後講座の受講料金等のそれよりも高額で

あるときはその差額については償却させて頂き、差額の返還はいたしません。

3. 前項でいう「前講座の受講料金等」及び「後講座の受講料金等」は全て通常価格（定価）を基にして計算するものとし、キャンペーン等による価格は考慮いたしません。
4. 通信振替制度を利用した場合、後講座では、役務提供をしていない部分の教育サービスを提供いたします。この場合の役務提供の判断は、第22条2項2号を準用いたします。
5. 前講座で教育訓練給付制度を希望する者が、コース中途にて後講座へ振り替えた場合、同制度上指定コースを終了したとは認められず、同制度をご利用することは出来ません。

#### 第27条 転校

1. 受講者は、住居移転などの理由により、関東以外の地区にある当校の提携校に転校することが出来ます。この場合には当校指定の書式及び手続きを必要とします。
2. 当校は、転校した受講者に対し、従前と同様の授業、教材、受講システムなどを提供するように努めますが、転校先の事情により、同様の教育サービスを提供できない場合があります。この場合には、転校先の利用規約等に従い受講していただきます。
3. 転校制度を利用した場合、転校後の講座では、役務提供をしていない部分の教育サービスを提供いたします。この場合の役務提供の判断は、第22条2項2号を準用いたします。
4. 転校前に教育訓練給付制度を希望していた者が、コースの中途にて転校した場合、同制度上指定コースを終了したとは認められず、同制度をご利用することは出来ません。

#### 第28条 受講契約内容の変更

1. 原則として、受講者は、居住移転、転勤などの勤務状況または就学状況の変化など、専ら受講者自身の一方的な都合等により、お申込講座の変更や、受講期間の変更等は出来ません。ただし、次に掲げる場合にはこの限りではありません。

当校の案内するパックコース講座等に変更する場合

その他やむを得ない事情があると認められる場合

2. 前項第2号に規定するやむを得ない事情があると認められ、お申込講座を変更する場合には、以下のように受講料金等の計算をします。

役務提供を開始する前に変更する場合

当初申込をした講座の申込時に受領した金額の全額を、変更後の講座の受講料金に充当いたします。充当した結果、受講料金が不足する場合には徴収いたしますが、充当した結果、当初申し込みをした講座の受講料金に残額があっても返金いたしません。

役務提供を開始した後に変更する場合

第22条第2項に定める契約残額から、50,000円または当該契約残額の20%相当額のいずれか低い額を差し引き、変更後の講座の受講料金に充当いたします。充当した結果、受講料金が不足する場合には徴収いたしますが、充当した結果、当初申し込みをした講座の受講料金に残額があっても返金いたしません。

#### 第29条 契約の解除（除籍）について

当校は、受講者が次のいずれかに該当し、または該当する恐れがある場合、当該受講者に催告せずに、当該申込に係る契約を解除することができます。この場合、特段の事情がない限り、その解除により生じた損害を賠償いたしません。

素行不良で改善の見込みがないと認められるとき

正当な理由なく、出席を怠りまたは添削の提出をしないとき

故意に受講料金等の支払いを怠ったとき

当校または他の受講生の名誉を毀損し、または損害を与えるとき

正当な理由なく、当校の職員の指示に従わないとき

その他当校の正常な運営を妨げ、またはその恐れがあるとき

#### 第30条 不可抗力について

1. 当校は、地震、天災、その他不可抗力により正常なサービスを提供できないときでも、特段の事情がない限り、その賠償の責任を負いません。
2. 当校は、前項の場合にサービスを停止したときは、第24条第4項の規定を準用いたします。

### 第3章 パソコン講座に関する特則

#### 第31条 クーリング・オフ（契約の解除）

1. 第22条の規定に関わらず、パソコン講座の受講等に係る契約（講座の受講及び書籍等関連商品の購入に係る契約を含みます。以下同じ。）について、受講者は、当校が「契約内容を明らかにする書面」を交付した日からその日を含む8日間は、書面により無条件に当該役務提供契約（ただし、役務提供期間2ヶ月を超え、かつ、契約金額50,000円を超えるものに限る）及び関連商品の売買契約を解除することができます。
2. 前項に定める契約の解除について、受講者は、当校が不実のことを告知したことにより誤認をし、または威迫したことにより困惑したために、これを行うことができなかった場合には、当校は、改めて当該契約を解除することができる旨を記載した書面を交付します。当該受講者は、この書面を受領した日から8日間は、書面により当該契約を無条件で解除することができます。
3. 第1項及び第2項に定める契約の解除は、受講者が、当該契約の解除の旨を記載した書面を発送した時（例えば郵便の場合には消印日）に効力を生じます。
4. 第1項または第2項に定める契約の解除があった場合において、当校は、当該受講生から受講料などの金銭を受領していたときは、速やかにその全額を返還いたします。
5. 第1項または第2項に定める契約の解除があった場合において、当該受講生がテキストなどの教材を受領していたときは、それらの教材をすべて当校に返還して頂きます。この返還に要する費用は、当校がこれを負担いたします。

#### 第32条 中途解約

1. パソコン講座の受講等に係る契約については、受講者は、前条に定める契約の解除に係る期間経過後においては、中途解約をすることができます。この場合の返金額は、次の算式によります。  
役務提供開始前の解約の場合  
当校が申込時に受領した金額から、15,000円を差し引いた残額を返金します。  
役務提供開始後の解約の場合  
当校が申込時に受領した金額から、役務提供済受講料金相当額を差し引いた額（以下「契約残額」という。）に、解約手数料として50,000円または契約残額の20%相当額のいずれか低い額を差し引いた残額を返金します。  
契約残額は、次の(a)及び(b)の算式により算出した額のうち、いずれか低い額とする。  
(a) 役務提供開始日から役務提供終了日までの日数を分母とし、中途解約の終了日の翌日から役務提供終了日を分子とした数と、申込時に受領した金額との積により算出した額  
(b) 申込講座の総講座回数を分母とし、未受講の講座回数を分子とした数と、申込時に受領した金額との積により算出した額
2. 本条の規定により、受講契約が解除された場合、当該受講者は、それ以降のローン・クレジット会社への支払いを停止することができます。

### 第4章 通信講座に関する規定

#### 第33条 講座等の申込み

1. 講座等のお申込みは、当校所定の様式による申込書を提出して頂きます。
2. 前項の規定に関わらず、当校ホームページの所定の方法により、通信講座等のお申込みをすることができます。
3. 申込者が未成年者であるときは、第1項の申込書に加えて、当校所定の様式による法定代理人の同意書を提出して頂きます。前項に定める申込みの場合も同様です。

#### 第34条 契約の成立、支払

1. 講座等の受講契約は、前条に定める申込書（申込者が未成年者であるときは、法定代理人の同意書を含む）を提出し、当校がこれを受理し、当該講座等に係る受講料等の支払を確認した時に成立いたします。
2. 前項の規定に関わらず、当校ホームページに定める所定の方法により申込があったときは、当校から当該申込者に申込みを受け付けた旨の電子メール等を送付し、当該講座等に係る受講料金等の支払を確認した時に成立します。
3. 申込者（受講者）は、次の方法により、当該契約に係る受講料金等を支払うものとします。

#### 第19条第2項に定める方法

郵便振替

代金引換

コンビニエンスストアでのお支払（当校所定のものに限ります）

4. 前項に定める代金引換は、受講料金等の価格が5,000円以上の場合に利用することができ、佐川急便(株)のeコレクトサービスを利用いたします。同サービスの決済方法には、現金、デビットカード、クレジットカードなどがあります。同サービスを御利用する際には、佐川急便(株)のご案内をご覧いただき、同社のeコレクト規約等にも同意した上で御利用頂けます。なお、同サービスを御利用頂いた場合には、これらの規約に同意したものとみなされます。同サービスは通信教育の申込みのみ利用できます。第1回目の教材等発送時に、受講料金の全額について決済をして頂きます。

【佐川急便ホームページ】 <http://www.sagawa-exp.co.jp/>

5. 第3項に定めるお支払方法について、金融機関、クレジットカード会社、ローン会社などの独自の審査基準により、ご希望のお支払方法をご利用できない場合があります。

#### 第35条 ホームページ上での申込み

1. 前条第2項の規定により、当校から申込者宛に送信された電子メールに記載されている内容と申込者が申し込もうとしていた講座内容が異なるときは、直ちに、当校まで御連絡ください。当校が当該電子メールを送信した時から24時間を経過した後は、当該申込みを変更または撤回することはできません。

【申込み内容に関する問合せ先】 [info2@dai-x.com](mailto:info2@dai-x.com)

2. 所定の申込みフォームへの誤記入、パソコン等ハード機器の操作上の錯誤、何らかの通信障害などにより、当校が所定の事項を確認できない場合には、当該受講契約は成立いたしません。また、この場合に生じた損害について、当校は、特段の事情がない限り、これを賠償いたしません。

#### 第36条 受講開始日

受講開始日は、最初に教材を発送した日とします。ただし、第40条に定めるWeb通信講座については、最初に教材等を発送した日または前項に定めるメールでのご連絡発信日のいずれか遅い方とします。

#### 第37条 学院生証の未交付

当校は、通信講座の受講者に、学院生証を交付しないことができます。

#### 第38条 教材等の引渡し

1. 契約が成立した後、当校は、速やかに、その教材等の発送準備に取り掛かります。
2. 当校は、教材等の発送について、事前の同意を得ることなく、その梱包・出荷業務、及び発送業務を第三者に委託し、または委託した第三者を変更することがあります。
3. お申込み頂いた講座により、一括して全ての教材等を引き渡すことができない場合もあります。この場合、当校は速やかに全ての教材等を引き渡すことができる予定日を受講者に連絡し、当該教材等を数回に分けて、適宜、送付することがあります。
4. 通常、当校は、契約が成立した後、7日から14日程度で、全部または一部の教材等を送付することとなります。ただし、当校が委託する配送業者などの第三者の事情、交通事情、年末年始などの特別な期間、一時的な教材等の欠品、天災等の不可抗力により、通常よりも日数を要することがあります。この場合、当校は、特段の事情がない限り、当該遅延に係る損害を賠償いたしません。
5. 原則として、教材等の到着日時を指定することはできません。
6. 受講者（申込者）の長期不在等により、当校が発送した教材等が返送された際に、当該教材等を再発送するときは、その再発送に係る運賃等は、当該受講者に負担して頂きます。
7. 第25条（通信講座振替制度）の規定による場合には、振替後の通信講座に係る教材等について、本条の適用を受けることとなります。振替前の通学講座に係る教材等については、通学規約の適用を受けることとなります。

#### 第39条 教材等の発送に係る運賃

通信講座の受講料金等には、教材等の発送に係る運賃を含みます。ただし、添削サービスを受けるための郵送料、当校に御電話頂く際の電話料金、教材等の再送や一部離島に係る運賃など、特別に生じる費用は含みません。

#### 第40条 Web通信講座の特則

1. Web通信講座を利用するための視聴環境（パソコン、インターネット回線、ソフトウェア、インターネットサービスプロバイダーなど）は、すべてご自身の費用と責任でご用意・維持して頂きます。原則として、視聴環境の未整備を理由として、受講期間を延長することはできませんので、Web通信講座を申し込む前に、これらの環境を整え、その確認をお願いいたします。
2. Web通信講座の視聴開始は、申込み時に指定したメールアドレス宛に連絡いたします。その連絡は、第34条の規定に従って、当校が受講料等の支払を確認した日より、原則として、次のとおりとなります。ただし、本条第6項に掲げるサーバー保守等のため、または講座等の申込み時に講座等自体が開講していない、もしくは映像撮影が終了していない等により視聴開始が延期されることがあります。下記の視聴開始は、あくまでも目安となります。  
平日（各日午前12時以降の場合には、翌日扱いとなります）のとき  
翌日中。ただし翌日が土日祝日の場合には、翌週月曜日中  
土日祝日のとき  
土日の場合には翌週月曜日中、祝日の場合には翌々日中  
年末年始、夏季期間については、都度、別途お知らせいたします。
3. Web通信講座の学習（視聴）開始日は、最初に教材等を発送した日または前項に定めるメールでのご連絡発信日のいずれか遅い方とします。また役務提供済みと認められる日としては、教材等の到着日または視聴開始日から7日を経過した日のうち、いずれか早い日とします。
4. Web通信講座を利用するためのIDとパスワードは、ご自身の責任で管理してください。このIDとパスワードが漏洩し、不正に利用されるなどの損害が生じても、当校はこの責任を負うことはできません。また、IDとパスワードは、Web通信講座の利用者として当校にお申込みした方固有のもので、第三者に譲渡し、または貸与することはできません。
5. Web通信講座の学習内容に関するサポート・問合せは、次の時間帯でご利用できます。ただし、利用者の視聴環境については、お問合せ頂いても適格な返答ができないことがあります。  
平日 10:00～20:00 【問合せ先】e-Mail [ondemand@dai-x.com](mailto:ondemand@dai-x.com) TEL: 03-5960-4382  
祝日、年末年始、夏季期間を除きます。
6. Web通信講座は、サーバー、コンテンツ配信システム、ネットワーク及びこれらの機器等のメンテナンスのため、定期または不定期に、そのサービスを停止することがあります。この場合、当校は、利用者に対して、ホームページ等に掲示することで、その停止期間の予定をあらかじめお知らせするように努めます。
7. Web通信講座の映像視聴期限は、別段の定めがない限り、お申込み頂いた講座等が対象とする本試験の日の前日までとなります。
8. Web通信講座は、テキスト、答練などすべての教材をインターネット上で配信するわけではありません。テキスト、答練、模擬試験などの教材は、別途送付させていただきます。またWeb補講にあっては、これらの教材は、所属学院にてお受け取り頂くこととなります。
9. 本条は、通学講座の受講生が自宅視聴としてWeb通信講座を利用する場合にも適用されます。

#### 第41条 通学講座に関する規定の適用

1. 第22条（契約の解除）、第25条（教育サービスの停止）、第28条（受講契約内容の変更）、第29条（契約の解除（除籍）について）、及び第30条（不可抗力について）の規定は、通信講座にも適用されます。
2. 第24条第1項ないし第3項の規定は、通信講座内のスクーリング出席に関し、適用されます。

#### 第42条 通学講座に関する規定の適用除外

1. 第26条（通信講座振替制度）の規定は、通信講座には適用されません。
2. 第23条1項（受講期間）の規定に関わらず、契約成立日から1年間（同2項の場合に該当年の間）、添削または質問サービスを受けることができます。

附則 本ご利用規約（学則）は、平成20年1月4日付けで改訂したもので、同日より適用されます。また本規約は、適宜、改訂することがありますので、ご了承ください。

平成20年1月4日 改訂  
平成20年3月1日 改訂

平成20年4月1日 改訂  
平成20年4月20日 改訂  
平成20年7月22日 改訂  
平成20年8月1日 改訂  
平成20年9月1日 改訂  
平成20年10月1日 改訂

別表1

平成20年10月1日 現在

施設名	住所	電話番号
ダイエックス池袋校	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-4-10	03(3988)1591
ダイエックス渋谷校	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-28-4 井門ビル4F	03(3770)2135
ダイエックス新宿校	〒160-0630 東京都新宿区西新宿7-2-5 フジビル5F	03(5338)0161
ダイエックス吉祥寺校	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-10-10 ロータスビル5F	0422(20)1922
ダイエックス立川校	〒190-0022 東京都立川市曙町2-8-30 三上ビル2F	042(528)4151
ダイエックス町田校	〒194-0022 東京都町田市森野1-8-1 MOAビル	042(728)7151
ダイエックス川崎校	〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎6F	044(211)2922
ダイエックス横浜校	〒221-0004 神奈川県横浜市西区北幸2-4-3 GM21ビル4F	045(314)1168
ダイエックス千葉校	〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1-1-1 千葉駅前ビル5F	043(225)6377
ダイエックス松戸校	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1307-1松戸ビル15F	047(366)2684
ダイエックス船橋校	〒273-0005 千葉県船橋市本町1-26-2 ダイエックス船橋ビル2F	047(424)9567
ダイエックス大宮校	〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-23 イーストゲート大宮ビルA館4F	048(645)1281
ダイエックス日吉校	〒223-0062 神奈川県横浜市港北区日吉本町1-1-12 日吉ビル5F	045(561)8900
ダイエックス南越谷校	〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷1-17-2 朝日生命越谷ビル6F	048(986)2101
DAI-X 総研パーソナルスクール(通信教育)	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-4-10	03(5960)4382

## 施設名:ダイエックス

講座	講座名称 (修了要件)	訓練期間
		(標準の訓練期間)
簿記	簿記1級合格総合マスターコース(1年) (直前答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	簿記2・1級合格総合マスターコース (2級模試・1級直前答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	12ヶ月
	簿記3・2級合格総合マスターコース (3級模試・2級模試の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	8ヶ月
税理士	税理士簿記論・財務諸表論 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	税理士簿記論 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	税理士財務諸表論 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	税理士法人税法 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	税理士所得税法 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	税理士相続税法 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
	税理士消費税法 期合格総合マスターコース (答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
FP	2級FP合格総合マスターコース (理解度チェック問題の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	5ヶ月
医療事務	医療事務合格総合マスターコース (単元別答練全3回の各7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	4ヶ月
司法書士	司法書士標準マスターコース (重要論点テスト全8回の各7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	12ヶ月
宅建	宅建合格総合マスターコース (総合答練第1回の7割の得点+全課程の8割の出席率)	9ヶ月
	宅建短期速成マスターコース (総合答練第1回の7割の得点+全課程の8割の出席率)	4ヶ月
中小企業診断士	中小企業診断士合格総合ストレートコース (単元別試験全11回の各7割の得点+全課程の8割の出席率)	12ヶ月
社労士	社会保険労務士合格総合マスターコース (第1回模試の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	11ヶ月
行政書士	行政書士合格総合マスターコース (総合答練第1回の7割以上の得点+全課程の8割の出席率)	9ヶ月
パソコン	Tパソコン基礎コース (課題の全提出+修了試験の得点7割以上)	3ヶ月
	Tサイコープラン (課題の全提出+修了試験の得点7割以上)	3ヶ月
	Tオフィススペシャリスト&P検受験対策コース (課題の全提出+修了試験の得点7割以上)	3ヶ月
	Tオフィススペシャリスト エキスパートWord & Excel受験対策コース (課題の全提出+修了試験の得点7割以上)	3ヶ月
	初級シニアド受験対策講座(愛称:初級シニアド標準マスターコース) (課題全提出+スクーリング3回の出席+修了試験の得点7割以上)	4ヶ月

## 施設名:DAI-X(ダイエックス)総研パーソナルスクール

講座	講座名称 (修了要件)	訓練期間
		(標準の訓練期間)
FP	2級FP合格総合マスターコース (理解度チェック問題の提出+スクーリング1回+修了試験の得点6割以上)	5ヶ月
司法書士	司法書士本科クラス (重要論点問題の提出+スクーリング1回+修了試験の得点5割以上)	12ヶ月
宅建	宅建標準マスターコース (単元別答練+総合答練の提出+スクーリング1回+修了試験の得点7割以上)	8ヶ月
行政書士	行政書士標準マスターコース (確認テスト+単元別答練の提出+スクーリング1回+修了試験の得点6割以上)	9ヶ月

## 教育訓練給付制度利用上の注意事項

1. 同制度をご利用する場合には、所定の要件を満たす必要があります。
2. 各講座ごとに修了要件が定められていますので、これを満たす必要があります。
3. 同制度のご利用につきましては、ご受講開始前に、お申出ください。